平成２２年（フ）第４３９号
北九州市小倉北区赤坂１丁目５番３号
債務者　工藤美保子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６３号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目８番25―402号
債務者　藤本　峰生
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７３号
北九州市若松区高須南４丁目１番１―405号
債務者　有働　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７６号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目13―32
債務者　村川　裕次
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０１号
北九州市小倉北区大畠３丁目４番８号
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０２号
北九州市小倉北区真鶴２丁目９番１―203号
債務者　大久保正則
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３３号
北九州市戸畑区椎ノ木町６番４―101号
債務者　友澤　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３６号
北九州市小倉北区篠崎２丁目24番３―304号
債務者　本多　千春
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０号
福島県白河市萱根北街道端18番地
債務者　小野　英光
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１９３号
名古屋市南区豊３丁目40番19号　レオパレスＴ　ＷＥＳＴ207号
債務者　錦　　俊次
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２７号
青森県南津軽郡藤崎町大字林崎字宮本199番地１
債務者　中村　治喜
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７８号
岡山県津山市下高倉東1943―11　特別養護老人ホーム高寿園内、住民票上の住所岡山県津山市野介代1456番地
債務者　宮本　清子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５６６号
愛知県尾張旭市新居町西浦3164番地　コーポ城山201号
債務者　眞城龍鶴こと　李　　龍鶴
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
島根県安来市田頼町309番地８、前住所島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地63
債務者　寺前　和美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
福島県いわき市錦町原田170番地の２
債務者　園部　　純
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１４号
福島県いわき市鹿島町米田字馬場９番地の１、前住所福島県いわき市鹿島町飯田字八合16番地の12
債務者　根本　　栄
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０４号
山口市小郡下郷321番地６　小郡サンヨーハイツ第一302号
債務者　遠藤さとみ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係